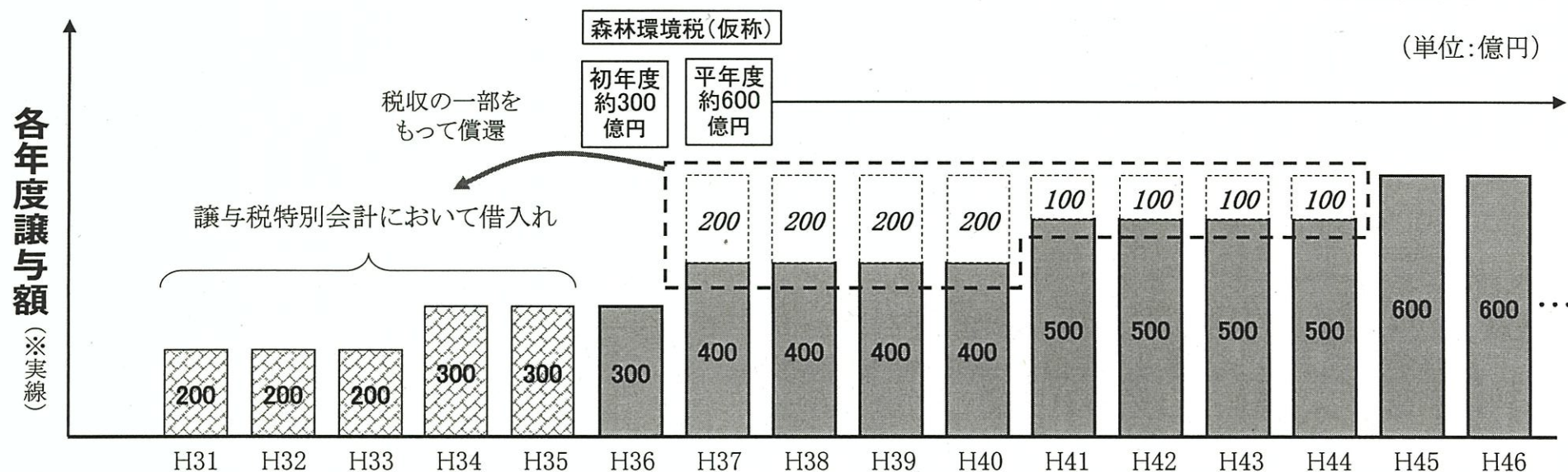


第 1 回検討委員会資料 (H30年6月国説明会資料等)

※一部国説明会資料を基に県作成

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

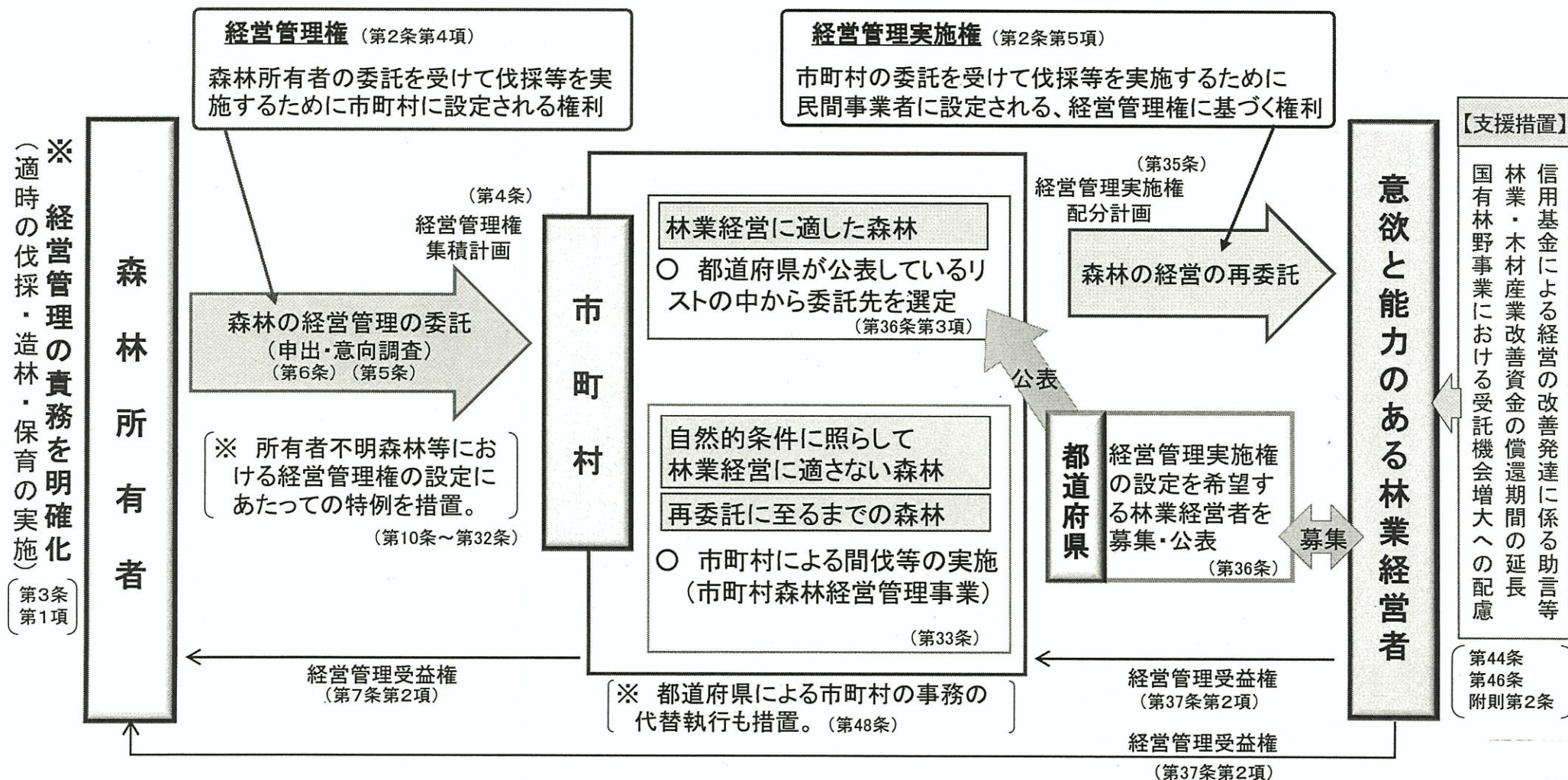
- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

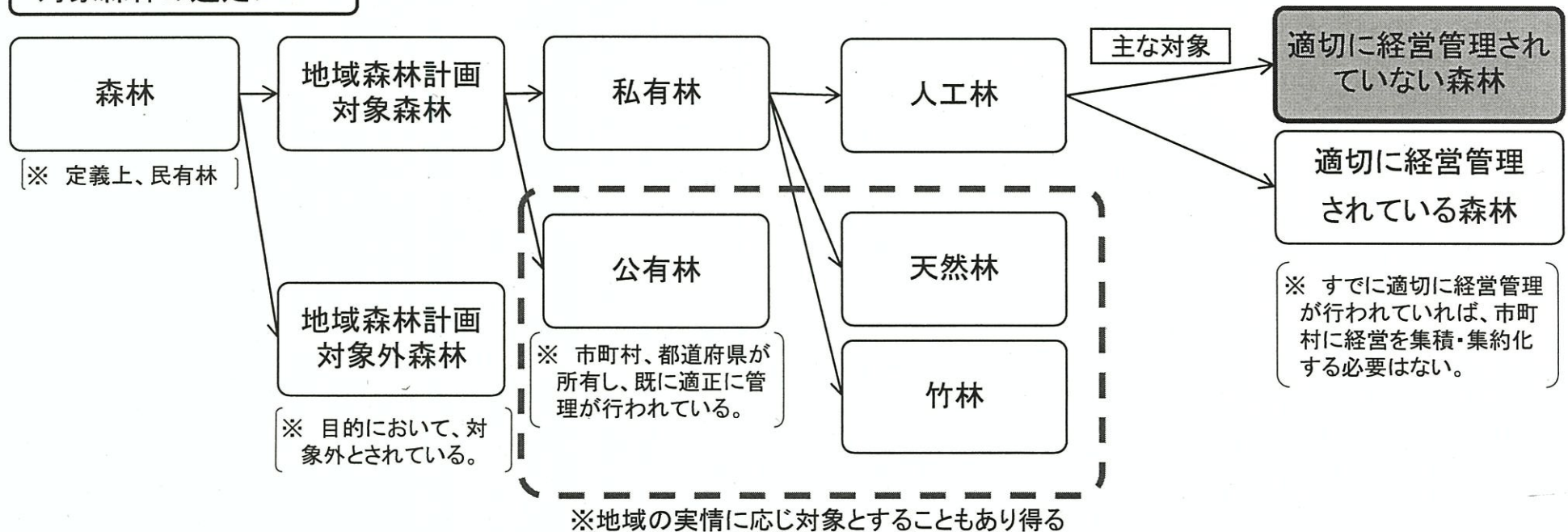


経営管理権集積計画の作成について③【対象森林】

第1条 本法律の対象は、森林法(昭26法249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林。

- 経営管理権等を設定する主な対象としては、地域森林計画対象の森林の中で経営管理が行われていない私有林人工林を想定。
 - ① 市町村や都道府県が所有している公有林
 - ② 健全な育成のために伐採等の施業を行う必要性の低い天然林
 - ③ 適切に経営管理が行われている人工林
- については、市町村が森林所有者に代わって経営管理を行う必要性は低いことから、対象として基本的に想定していない。

対象森林の選定フロー



対象森林の選定フロー①

民有林(地域森林計画対象森林)か

no → 国有林は国が管理しており対象外。

↓ yes

私有林か

no → 公有林は地方公共団体が管理しており原則対象外だが、財産区有林など、対象に含めることも可能。

↓ yes

人工林か

no → 天然林は自然の推移に委ねて公益的機能が発揮される場合には対象外。
人為の関与が必要な場合には対象に含めることも可能。

↓ yes

森林経営計画が未策定

no → 計画策定森林の中でも経営管理が行われていない場合には対象に含めることも可能。
一方で、計画未策定でも、計画作成の予定がある場合には留意が必要。

↓ yes

意向調査(経営管理権集積計画)を実施する森林(地域)を選定

経営管理が行われていないおそれのある森林を抽出。

○経営管理が行われていないおそれがある人工林の規準の目安

- ・ 1 齢級 : 残存本数がおおむね75%以下等、成林しないおそれ下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧
- ・ 2～4 齢級 : 除伐等が不十分であり、植栽木が他の樹木等に被圧
- ・ 5 齢級～標準伐期齢 : 間伐が未実施、または最後の間伐から10年以上経過などで過密化
- ・ 標準伐期齢以上 : 最後の間伐から15年以上経過するなどで過密化

(「事務の手引き(概要)」P.6)

<経営管理権集積計画>

林業経営に適した森林

(林業経営者につなげる)

林業経営に適さない森林

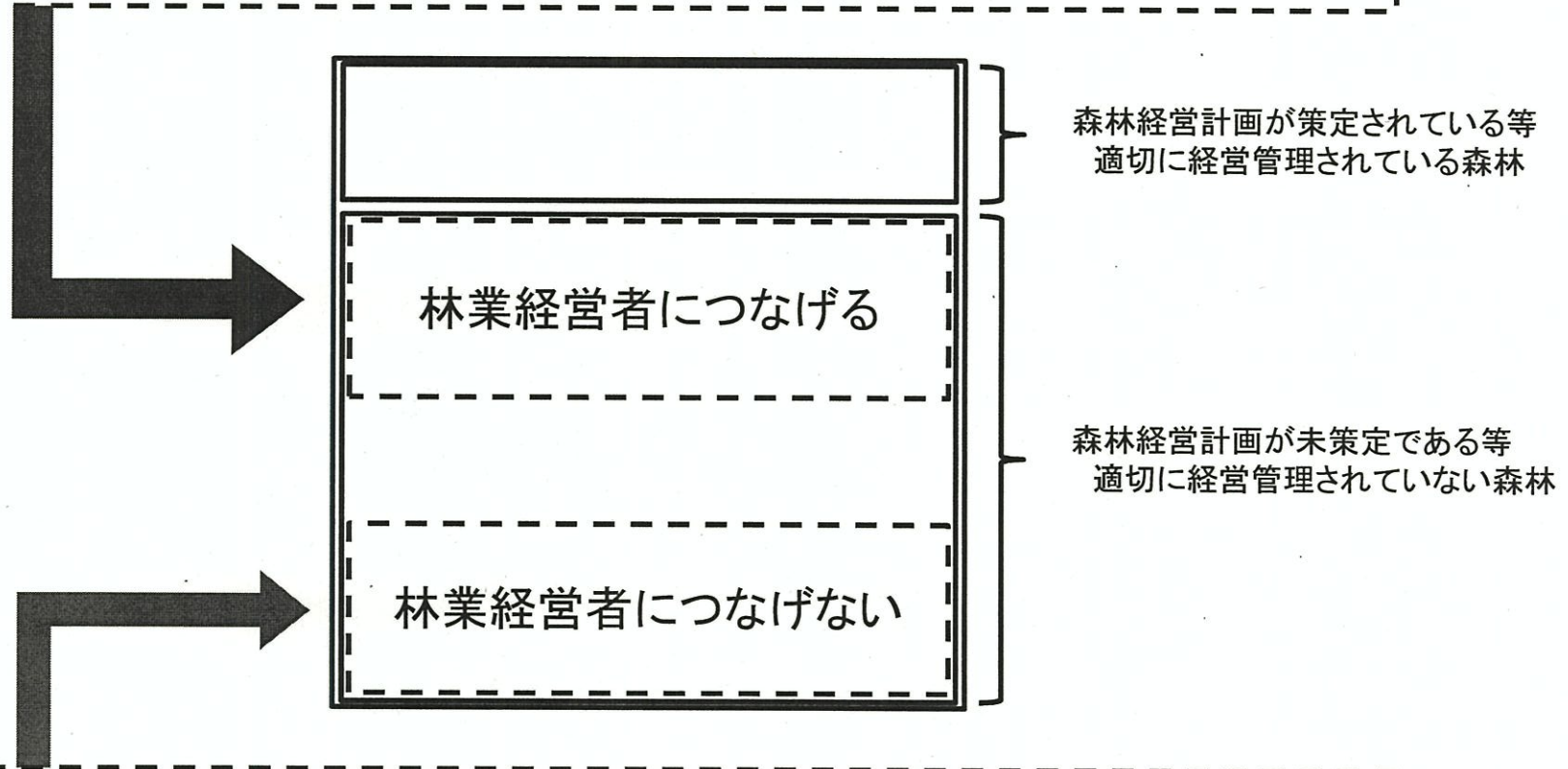
(林業経営者につなげない)

市町村

次頁へ

対象森林の選定フロー②

- ①森林資源の状況（例：平均傾斜15度未満）や路網整備の状況（例：基幹路網が開設済み）、木材の供給先の配置（例：原木市場や製材工場等が50km圏内にある）等から経済ベースに乗ると考えられる森林
- ②隣接した森林において都道府県が公表している民間事業者が森林経営計画を策定している森林（森林経営計画の策定が予定されている場合は留意が必要）
- ③隣接した森林の森林所有者や森林所有者から委託を受けた者から、経営管理を受託したい旨の要望があった森林等は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れる可能性が高いため、選定を実施することが望ましい。



- ①森林資源の状況（例：平均傾斜35度以上）や路網整備の状況（例：基幹路網が未開設）、木材の供給先の配置（例：原木市場や製材工場等が50km圏内にない）等から経済ベースに乗らないと考えられる森林
- ②選定を実施したが経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林等、選定を実施しても経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れる可能性が低い森林については、選定を実施する必要性は低いと考えられる。